			$\times 0.7+AC\times 0.5+AD\times 0.5+AE\times 0.3+\sum_{n=12}^{22}(AF_n\times AG_n)$ $+\sum_{n=12}^{22}(AH_n\times AI_n)+\sum_{n=12}^{22}(AJ_n\times AK_n)+\sum_{n=14}^{22}(AL_n\times AM_n)+\sum_{n=18}^{22}(AN_n\times AO_n)+\sum_{n=21}^{22}(AP_n\times AQ_n)+\sum_{n=18}^{22}(AR_n\times AS_n)+\sum_{n=20}^{22}(AT_n\times AU_n)+AV\times 0.6+AW$

第十二条第六項の表市町村の項第九号算式の符号Bn中「大規模な宅地開発又は住宅建設に関連して地方公共団体に代わつて独立行政法人都市再生機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）又は住宅金融公庫の宅造融資をうけた者（以下「立替施行者」という。）」を「立替施行者」に改め、「（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）」を削り、同号算式の符号Cn中「について同意又は許可を得た」を「を許可された」に改め、同号算式の符号Gn中「平成21年度」を「平成22年度」に改め、同号算式の符号中「$H_{15}=0.0476$」を「$H_{15}=0.0473$」に、「$H_{16}=0.0535$」を「$H_{16}=0.0530$」に改め、同号算式の符号H_{17}中「0.0381」を「0.0378」に、「0.0571」を「0.0565」に改め、同号算式の符号H_{18}中「0.0396」を「0.0394」に、「0.0541」を「0.0536」に改め、同号算式の符号H_{19}ア中「0.0137」を「0.0392」に改め、同号算式の符号H_{19}イ中「0.0137」を「0.0545」に改め、同号算式の符号H_{21}の次に次のように加える。

		H_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0106 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0106

第十二条第六項の表市町村の項第九号算式の符号L_n中「平成21年度」を「平成22年度」に改め、同号算式の符号中「$J_{12}=0.0453$」を「$J_{12}=0.0447$」に、「$J_{13}=0.0462$」を「$J_{13}=0.0456$」に、「$J_{14}=0.0266$」を「$J_{14}=0.0264$」に、「$J_{15}=0.0204$」を「$J_{15}=0.0203$」に、「$J_{16}=0.0229$」を「$J_{16}=0.0227$」に改め、同号算式の符号J_{17}中「0.0163」を「0.0162」に、「0.0245」を「0.0242」に改め、同号算式の符号J_{18}中「0.0170」を「0.0169」に、「0.0232」を「0.0230」に改め、同号算式の符号J_{19}ア中「0.0059」を「0.0168」に改め、同号算式の符号J_{19}イ中「0.0059」を「0.0233」に改め、同号算式の符号J_{21}の次に次のように加える。

		J_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0045 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0045

第十二条第六項の表市町村の項第九号算式の符号K_n中「平成21年度」を「平成22年度」に、「ものの額」を「もの（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債として総務大臣が調査したものに限る。）の額」に改め、同号算式の符号中「$L_{15}=0.0204$」を「$L_{15}=0.0203$」に、「$L_{16}=0.0229$」を「$L_{16}=0.0227$」に改め、同号算式の符号L_{17}中「0.0163」を「0.0162」に、「0.0245」を「0.0242」に改め、同号算式の符号L_{18}中「0.0170」を「0.0169」に、「0.0232」を「0.0230」に改め、同号算式の符号L_{19}ア中「0.0059」を「0.0168」に改め、同号算式の符号L_{19}イ中「0.0059」を「0.0233」に改め、同号算式の符号L_{21}の次に次のように加える。

		L_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0045 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0045

第十二条第六項の表市町村の項第九号算式の符号M_n中「平成21年度」を「平成22年度」に、「ものの額」を「もの（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債として総務大臣が調査したものに限る。）の額」に改め、同号算式の符号中「$N_{15}=0.0136$」を「$N_{15}=0.0135$」に、「$N_{16}=0.0153$」を「$N_{16}=0.0151$」に改め、同号算式の符号N_{17}中「0.0109」を「0.0108」に、「0.0163」を「0.0161」に改め、同号算式の符号N_{18}中「0.0155」を「0.0153」に改め、同号算式の符号N_{19}ア中「0.0039」を「0.0112」に改め、同号算式の符号N_{19}イ中「0.0039」を「0.0156」に改め、同号算式の符号N_{21}の次に次のように加える。

		N_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0030 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0030

第十二条第六項の表市町村の項第九号算式の符号P_n中「0.0568」を「0.0561」に、「0.1008」を「0.0993」に改め、同号算式の符号P_{19}ア中「0.0180」を「0.0548」に改め、同号算式の符号P_{19}イ中「0.0108」を「0.1008」に改め、同号算式の符号P_{21}の次に次のように加える。

		P_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0134 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0134

第十二条第六項の表市町村の項第九号算式の符号Q_n中「及び平成21年度」を「並びに平成21年度及び平成22年度」に、「ものの額」を「もの（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債として総務大臣が調査したものに限る。）の額」に改め、同号算式の符号R_{21}の次に次のように加える。

		R_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0045 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0045

第十二条第六項の表市町村の項第九号算式の符号S_n中「及び平成21年度」を「並びに平成21年度及び平成22年度」に改め、同号算式の符号T_{21}の次に次のように加える。

		T_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0045 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0045